

令和6年度

国営土地改良事業地区調査

吉田川流域地区土地所有状況調査業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 国営土地改良事業地区調査吉田川流域地区土地所有状況調査業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、国営土地改良事業地区調査吉田川流域地区において事業計画書（案）を作成するため、受益面積を精査するとともに三条資格者を特定するものである。

(場所)

第1-3条 本業務において対象とする地区は、宮城県東松島市、大崎市、松島町、大和町、大郷町で別添位置図に示すとおりである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-4条 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第1-5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画

技術士	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画
博士	農学	—
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	—

(担当技術者)

第1-7条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-8条 共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-9条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(参考図書)

第2-1条 作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか、次表によるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社)農業土木事業協会	平成5年3月

(貸与資料)

第2-2条 貸与資料は、次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸 与 資 料	数 量
1	令和5年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区受益面積とりまとめ業務 報告書	1部
2	登記情報電子データ (csv ファイル)	1式
3	農地台帳 (csv ファイル)	1式
4	土地改良区賦課台帳 (Excel ファイル)	1式

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-3条 第2-1条、第2-2条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義

- が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- (4) 貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。

(作業条件)

第2-4条 本業務の実施にあたっての作業条件は、次のとおりである。

排水受益予定面積：約4,430ha 概算筆数：約27,000筆 三条資格者数：約3,600名

(関連業務)

第2-5条 本業務と関連する業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた内容としなければならない。

番号	業 務 名	業務実施期間(予定)
1	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区事業計画書作成業務	令和6年4月 ～令和7年2月
2	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区中下統合排水機場基本設計業務	令和6年5月 ～令和7年1月
3	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区後谷地統合排水機場他基本設計業務	令和6年6月 ～令和7年1月

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は、別紙1「作業項目内訳表」の作業実施欄に○印で示すものとする。

【作業項目表】

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 準備作業	1式	
2. 受益面積の精査	1式	
3. 土地所有状況調査	1式	
4. 事業計画書補足説明資料の作成	1式	
5. 点検とりまとめ	1式	

(設計作業の留意点)

第3-2条 設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

(1) 共通事項

- 1) 作業の手順、方法等については監督職員と密接な連絡を取り円滑に進めるものとする。
- 2) 最終成果物の提出に伴い、業務全体の概要が理解できるダイジェスト版を作成するものとする。
- 3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。

- 4) 第2-1条、第2-2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

第4章 業務管理

(情報共有システムについて)

第4-1条 情報共有システムの業務については、次のとおりとする。

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省Web サイト参照)によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打合せ

(打合せ)

第5-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ(不突合筆修正状況の確認)

第3回 中間打合せ(共有地整理状況及び三条資格者存命状況の確認)

第4回 中間打合せ(相続関係説明図作成状況の確認)

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いのうえで打合せなどを行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第6章 成果物

(成果物)

第6-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体(CD-R等) 正副2部

(2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

第6-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7-25盛岡合同庁舎3階

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第7章 契約変更

(契約変更)

- 第7-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。
- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
 - (2) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
 - (3) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
 - (4) 履行期間の変更が生じた場合
 - (5) その他

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

- 第8-1条 この特別仕様書に定めのない事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 準備作業		
1-1. 資料の検討	貸与資料から、作業に必要な資料を整理し、内容を把握のうえ、基礎資料として整理する。	○
2. 受益面積の精査		
2-1. 一筆調書データベースの修正	過年度業務成果と貸与資料（登記情報・農地台帳・賦課台帳）から、一筆調書データベースを令和6年4月1日時点に更新する。 また、過年度業務で整理した登記情報・農地台帳・賦課台帳間の不突合筆を修正する。	○
2-2. 賦課内農地の精査	改良区賦課内の筆について、農地利用の有無を精査した上で、農地利用されていない筆のリストを作成する。	○
2-3. GISデータの更新	過年度作成したGISデータに対し、2-1.で行った作業内容について更新する。 なお、GISデータはArcGIS10.8.1で操作可能なものとする。	○
3. 土地所有状況調査		
3-1. 共有者リストの作成	2-1.で更新した一筆調書上で登記簿所有者が複数名いる筆について、貸与する登記情報をもとに共有者名・住所・持分を整理したリストを作成する。	○
3-2. 三条資格者の存命確認	過年度整理した三条資格者について、2-1.で更新した上で、戸籍簿及び住民票により存命確認を行う。（約1,000名） なお、使用貸借権又は賃貸借権に基づく三条資格者が死亡した場合は、新たに三条資格者となった登記簿所有者について改めて存命確認を行う。（100名程度を想定）	○
3-3. 相続関係説明図の作成	3-2.の結果、所有権に基づく三条資格者の死亡が確認された場合、相続関係説明図を作成する。（三条資格者全体の1割程度を想定） 相続関係説明図の完成後、法定相続人による共有地として3-1.のリストに追加する。	○
4. 事業計画書補足説明資料の作成	過年度整理した事業計画書補足説明資料の以下の項目について、2.及び3.をもとに更新する。 第2章 地域及び地積 第1節 地域 第2節 地積 第3章 現況 第2節 土地状況 1. 地形、土壌 2. 土地利用の状況 3. 土地所有の状況	○
5. 点検とりまとめ	成果資料の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	○

別添

位置図



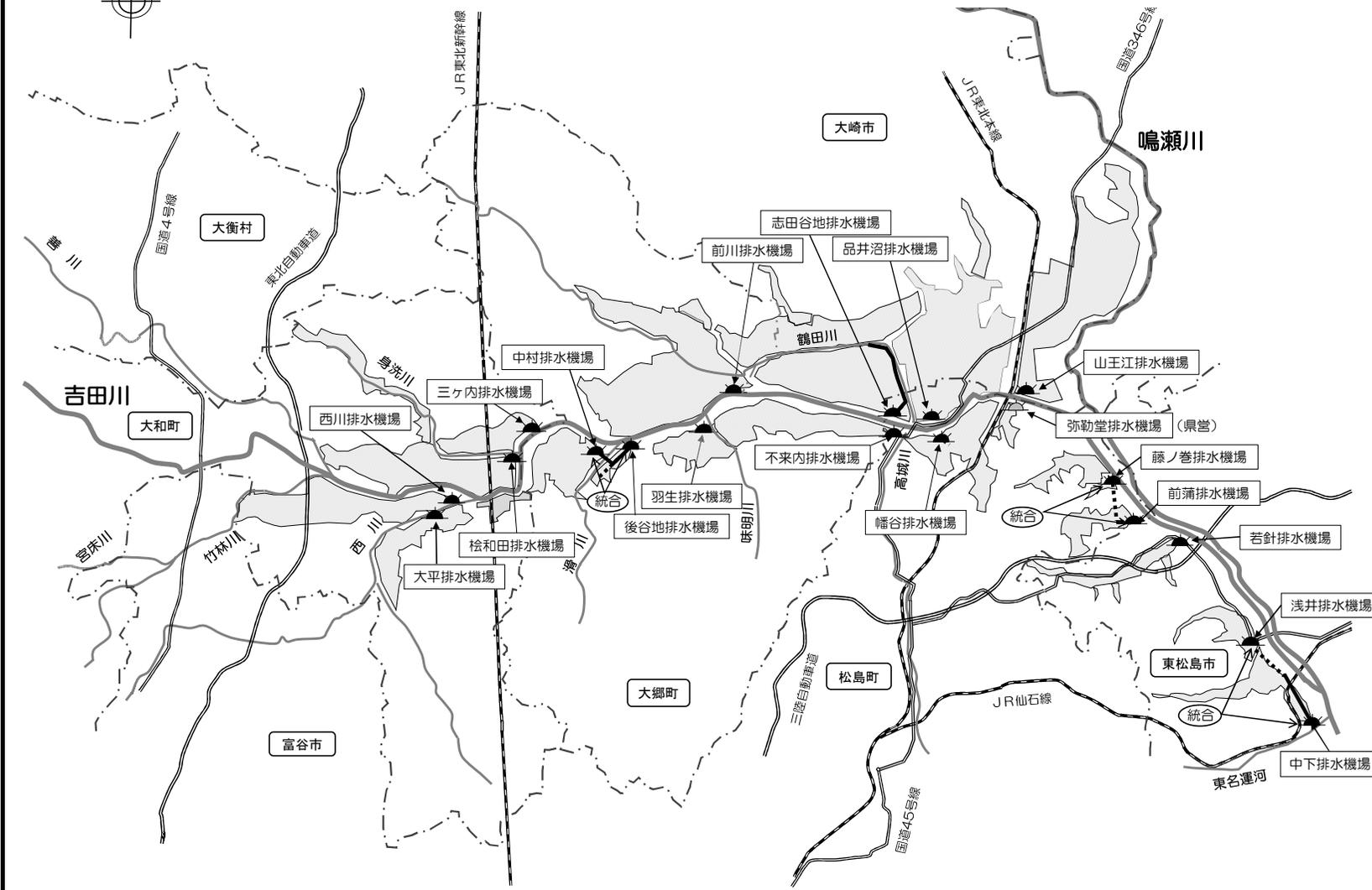
受益面積 (ha)

排水受益	4,430
計	4,430

凡 例

	排水受益
	排水機場(改修)国営
	排水機場(改修)県営
	河川
	排水路(新設改修)国営
	排水路(新設改修)県営

国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区土地所有状況調査業務 位置図



業務名	令和6年度 国営土地改良事業地区調査吉田川流域地区 土地所有状況調査業務
図面名称	位置図
図面番号	1
事務所名	東北農政局 北上土地改良調査管理事務所